

■保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。(申し出によって「口座振替」も可能)

ただし、次の(1)~(3)のいずれかに該当する方は「年金天引き」の対象となりませんので、「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

(1)介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金額が年額18万円未満の方)

(2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分を超える方

(3)新たに制度に加入された方の半年の期間中

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

※国民健康保険税で登録の振替口座は自動継続されません。再度、財務課納税係へ申し出を行ってください。

新しい保険証は水色です

■保険証が新しくなります(黄色→水色)

現在ご使用の黄色の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月1日以降ご使用いただく新しい保険証を7月中に**特定記録郵便**にて郵送いたします。

新しい保険証の有効期限は、令和7年7月31日です。

新しい減額認定証および限度証は橙色です

■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、限度証(限度額適用認定証)も新しくなります(黄緑色→橙色)

現在ご使用の黄緑色の減額認定証および限度証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証および限度証を交付しますので、8月1日からは橙色の減額認定証および限度証をご使用ください。新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、住民生活課国民健康保険係へ申請してください。

◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○ 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○ 世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	○ 老齢福祉年金を受給されている方

◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

【問い合わせ先】

- ・北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
- ・八雲町役場住民生活課国民健康保険係 ☎ 0137-62-2112
- ・熊石総合支所住民サービス課戸籍保険係 ☎ 01398-2-3111